

花巻市道路占用料(新旧対照表)

R6.4.1～

(単位:円)

占用物件		単位	旧占用料	新占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	470	550
	第二種電柱		720	840
	第三種電柱		970	1,100
	第一種電話柱		420	490
	第二種電話柱		670	780
	第三種電話柱		920	1,100
	その他の柱類		42	49
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4	5
	地下に設ける電線その他の線類		3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	410	480
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	250	290
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	840	980
	郵便差出箱及び信書便差出箱		350	410
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	760	670
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	840	980	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	18	21
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		25	29
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		38	44
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		50	59
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		75	88
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		100	120
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		180	210
	外径が0.7m以上1m未満のもの		250	290
	外径が1m以上のもの		500	590
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			840	980
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	380	330
	地下に設ける通路		230	200
	その他のもの		840	980

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	8	7
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	76	67
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	76	67
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	760	670
	標識		1本につき1年	670	780
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8	7
		その他のもの	1本につき1月	76	67
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	8	7
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	76	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	760	670
		その他のもの		380	330
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	840
政令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料			占有面積1㎡につき1月	76	67
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				84	98
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	